

東海市民社会ネットワーク 規約

1 名称

本団体の日本語名称を「東海市民社会ネットワーク」（略称を「東海市民ネット」とする。） 、英語名称を Tokai Civil Society Network と定める。

2 目的

愛知県、岐阜県、三重県の3県における市民活動団体と政府・自治体等との協働による政策づくりの推進と、これを通じた力強い市民社会の形成を目的とする。

3 事業

東海市民ネットは、以下の事業を行う。

- ① 「市民の伊勢志摩サミット」で採択した提言の具体化をはじめとする、市民協働による政策づくり
- ② ①を進めるための新たな制度づくり
- ③ 市民の政策提言力を高めるための研修
- ④ 本規約に定める目的を達成するために必要な外部組織との連携
- ⑤ 本規約に定める目的を達成するために必要な調査・研究
- ⑥ これらを通じた市民社会における次世代育成

4 会員

(1) 会員の種別

① 正会員

愛知県、岐阜県、三重県に事務所または住所を置く、市民活動団体（*）及び個人
* 市民が主体となって社会的な課題の解決に取り組む非営利団体（法人格の種類・有無を問わない）。ただし、以下のものを除く。
・ 宗教の教義を広めることを主たる目的とするもの。
・ 特定の公職の候補者（候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの。

② 賛助会員

東海市民ネットの事業を賛助する団体（法人格の種類・有無を問わない）及び個人

(2) 会費（個人・団体とも）

- | | | |
|--------|-----|------------|
| ① 正会員 | 年会費 | 3,000 円 |
| ② 賛助会員 | 年会費 | 一口 1,000 円 |

(3) 入会

会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により申し込むものとする。

(4) 会員の資格の喪失

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- ① 退会届の提出をしたとき
- ② 団体が消滅したとき 又は本人が死亡若しくは失踪宣言を受けたとき
- ③ 継続して1年以上会費を滞納したとき
- ④ 除名されたとき

(5) 退会

会員は、別に定める退会届を事務局に提出して、任意に退会することができる。

(6) 除名

会員が次の各号の一に該当する場合には、当該会員に弁明の機会を与えた上で、総会の議決によりこれを除名することができる。

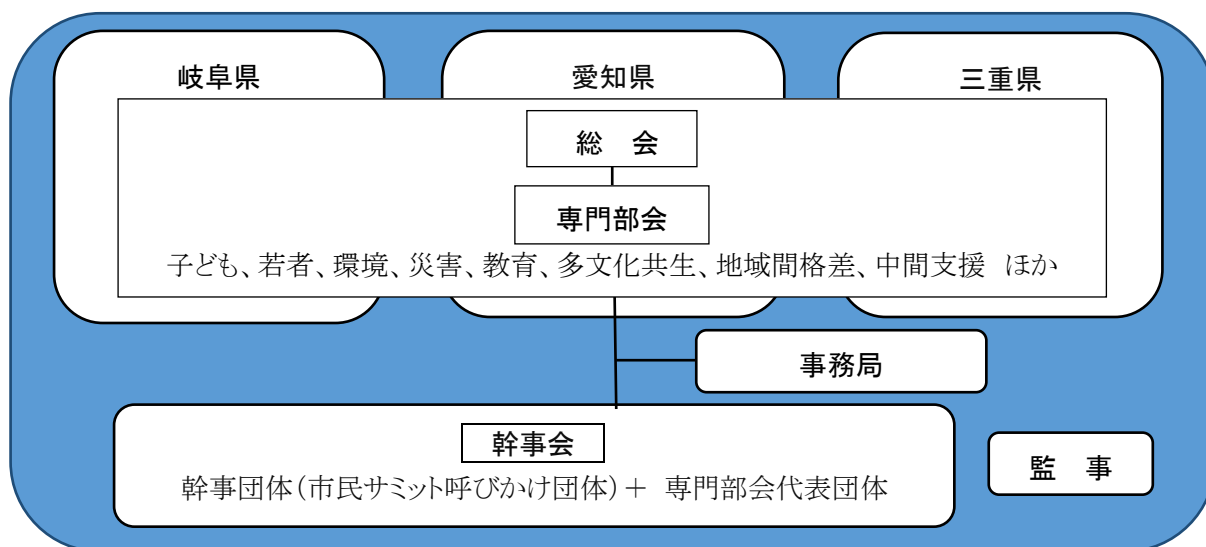
- ① この規約に違反したとき
- ② 東海市民ネットの名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき

(7) 抛出品品の不返還

既に納入した入会金、会費その他の抛出品品は、返還しない。

5 組織体制

概念図



(1) 総会

- ① 総会は、正会員をもって構成する。
- ② 総会は、以下の事項について議決する。
 - ア) 規約の変更
 - イ) 解散及び合併
 - ウ) 事業計画と収支予算及び事業報告と収支決算の承認
 - エ) その他運営に関する重要事項
- ③ 通常総会は、毎事業年度1回開催する。
- ④ 臨時総会は、幹事会が必要と認め、招集の請求をした場合に開催する。
- ⑤ 総会は、幹事会が招集する。
- ⑥ 総会の議長は、幹事会がこれに当たる。
- ⑦ 総会は、正会員総数の5分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- ⑧ 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- ⑨ 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(2) 専門部会

- ① 政策テーマごとの専門部会を置く。
- ② テーマは「市民の伊勢志摩サミット」において提言を作成した分科会を基盤とし、会員の希望に基づく新たなテーマ設定も行う。
- ③ 専門部会は正会員のうちから希望するもので組織し、その運営は各専門部会に委ねる。
- ④ 専門部会に代表団体を置き、代表団体は幹事会に参加する。
- ⑤ 専門部会の活動は逐次事務局に報告し、ホームページ等を通じて全体で共有する。

(3) 幹事会

- ① 総会での決定事項及び規約に基づき、日常的に業務を遂行し、必要な方針決定を行う機関として幹事会を置く。
- ② 幹事は、東海「市民サミット」ネットワーク呼びかけ団体と専門部会代表団体とする。
- ③ 幹事会は必要に応じて代表、副代表を置く。
- ④ 幹事には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(4) 監事

- ① 幹事会の業務執行の状況を監査するとともに、東海市民ネットの財産の状況を監査するため監事を置く。
- ② 監事は1団体とする。
- ③ 監事には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

(5) 事務局

- ① 業務の円滑な遂行を図るため事務局を置く。
- ② 事務局は呼びかけ団体が交代で担うこととするが、当分の間、NPO法人みえNPOネットワークセンターに置く。

6 資産及び会計

(1) 資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 年会費
- ② 事業に伴う収入
- ③ その他収入

(2) 事業計画及びこれに伴う収支予算書は、毎事業年度ごとに幹事会が作成し、総会の議決を経なければならない。

(3) 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

(4) 事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに幹事会が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(5) 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(6) 事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

7 解散

(1) 東海市民ネットは、次に掲げる事由により解散する。

- ① 総会の議決（正会員総数の4分の3以上の承諾）
- ② 目的とする活動に係る事業の成功の不能
- ③ 正会員の欠亡
- ④ 合併
- ⑤ 破産

(2) 解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において議決したものに譲渡するものとする。

附 則

1 この規約は、東海市民ネットの成立の日から施行する。

2 設立当初の事業年度は、第6（5）の規定にかかわらず、東海市民ネット成立の日から2017年3月31日までとする。